

令和元年 10月1日から

屋外広告物のルールが変わります

屋外に設置した広告物は、風雨や雪など厳しい自然環境にさらされており、老朽化した広告物をそのままにしておくと、落下、倒壊する事故が発生するおそれがあります。

そこで、広告物の安全の確保を徹底するため、栃木県屋外広告物条例施行規則を改正し、広告物の許可申請（更新・変更）に添付する書類の一部を以下のとおり変更します。

1 変更内容について（提出書類の変更）

	変更前	変更後
写 真	広告物等の写真	点検の後に、広告物等を撮影した写真 （※1）
点検結果の報告書類	屋外広告物自己点検結果確認書	屋外広告物安全点検報告書 （※2）

※1 写真は、従来、更新許可の申請時のみ提出を求めていましたが、変更許可の申請時にも写真を提出するよう取扱いを変更しました。

※2 従来の「屋外広告物自己点検結果確認書」から点検項目をより明確化した「屋外広告物安全点検報告書」に様式を改めました。

また、専門的知識を有する者が点検し、作成することを明確化し、点検・作成者の資格を証する書類を併せて提出していただきます。

なお、報告書の作成に当たっての詳細は、「**裏面**」をご覧ください。

2 変更内容が適用される日

令和元（2019）年 10月1日から

※ 9月30日までに申請されたものは、従来の規定が適用されますのでご注意ください。
また、10月1日以降に申請する場合でも、9月30日以前かつ申請日前3か月以内に点検し、「自己点検結果確認書」を作成した場合に限り、従来の規定が適用されます。

詳しくは、矢板市都市整備課（☎0287-43-6213）又は栃木県都市計画課（☎028-623-2463）までお問い合わせください。

ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い致します。



屋外広告物の更新許可及び変更許可時の提出資料

		変更前（～R1.9.30）	変更後（R1.10.1～）
提出書類	更新許可	1 屋外広告物更新許可申請書 2 添付する書類 ① <u>広告物の写真</u> ② <u>屋外広告物自己点検結果確認書</u> ※ 簡易広告物（注）（のぼり旗（自己の営業所等に表示、設置するもの。）を除く。）は、②の提出は不要	1 屋外広告物更新許可申請書 2 添付する書類 ① <u>点検後に広告物又は掲出物件を撮影した写真（点検により異常が認められた広告物又は掲出物件にあつては、補修後に当該異常箇所を撮影したものを併せて提出）</u> ② <u>屋外広告物安全点検報告書</u> ③ <u>②を作成した者の資格を証する書類</u> ※ 簡易広告物は、②・③の提出は不要
	変更許可	1 屋外広告物変更許可申請書 2 添付する書類 ① 図面等（広告物の形状等に関する図面、位置図、平面図等） ② 使用権を証する書面 ③ 管理者の資格を証する書面 ④ <u>屋外広告物自己点検結果確認書</u> ※ 簡易広告物（のぼり旗（自己の営業所等に表示、設置するもの。）を除く。）は、④の提出は不要	1 屋外広告物変更許可申請書 2 添付する書類 ① 図面等（広告物の形状等に関する図面、位置図、平面図等） ② 使用権を証する書面 ③ 管理者の資格を証する書面 ④ <u>点検後に広告物又は掲出物件を撮影した写真（点検により異常が認められた広告物又は掲出物件にあつては、補修後に当該異常箇所を撮影したものを併せて提出）</u> ⑤ <u>屋外広告物安全点検報告書</u> ⑥ <u>⑤を作成した者の資格を証する書類</u> ※ 簡易広告物は、⑤・⑥の提出は不要

注 簡易広告物・置看板、のぼり旗、はり紙、はり札、広告幕、車両・船舶に表示される広告物（管理者を要しない広告物等と同等の広告物。）

「屋外広告物安全点検報告書」の作成について

- 1 作成の対象となる広告物
置看板、のぼり旗、はり紙、はり札、広告幕、車両・船舶に表示される広告物 **以外の広告物**
 - 2 点検・作成時期
更新又は変更許可の **申請日前3か月以内**
 - 3 点検・作成者
屋外広告士、職業訓練指導員免許を受けた者（広告美術仕上げ）、屋外広告物講習会又は屋外広告物技能点検講習会の修了者等
- ※ 点検の方法等については、国土交通省が作成した「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」等をご参照ください。（URL：https://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/crd_townscape_tk_000012.html）